

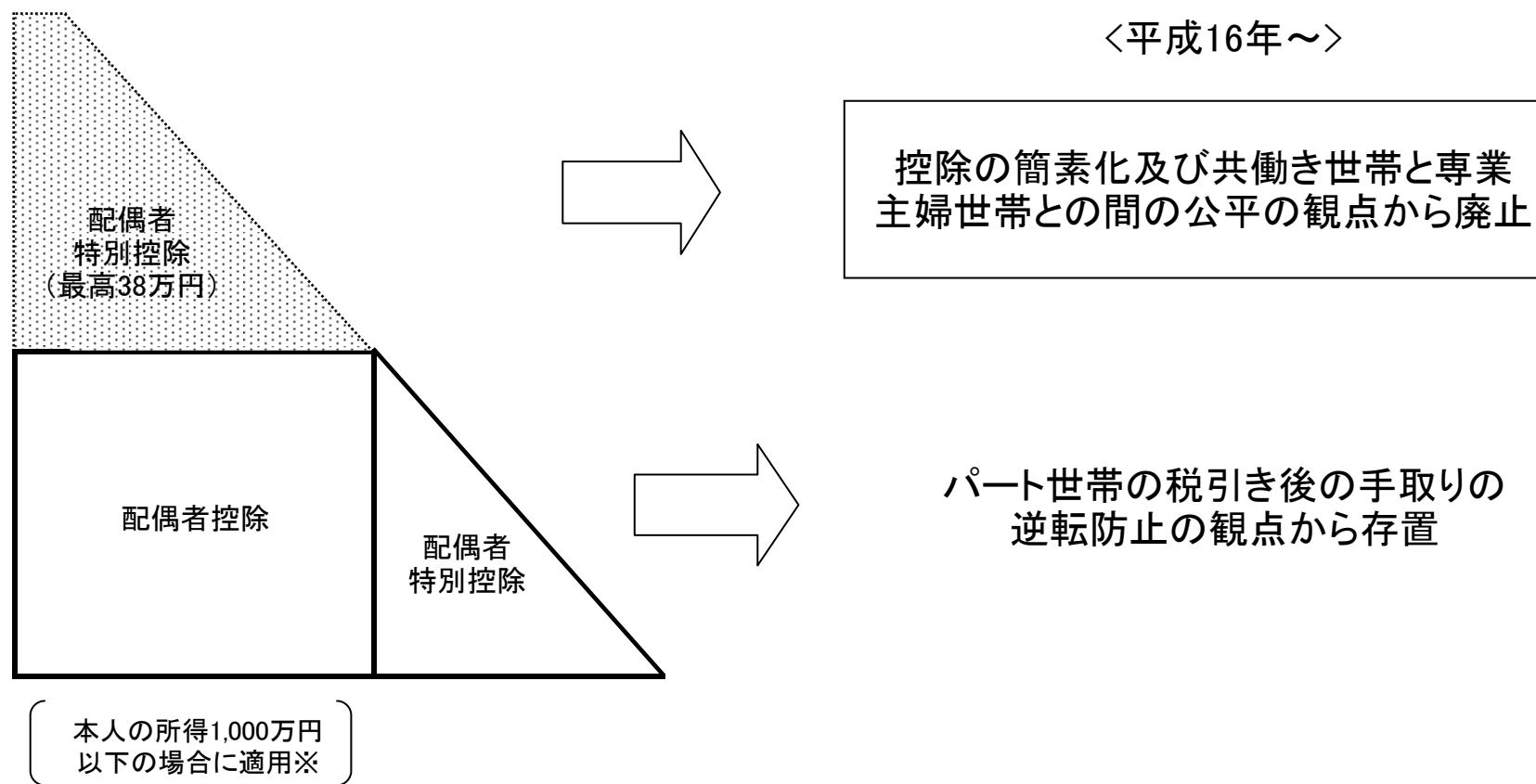
資 料

平成 2 4 年 5 月 1 1 日
財 務 省

基 礎 的 な 人 的 控 除 の 概 要

		創 設 年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
				所 得 税	住 民 税	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基 礎 控 除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	—
	配 偶 者 控 除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者			—
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	38万円	33万円	—
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	48万円	38万円	—
	配 偶 者 特 別 控 除	昭和62年	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	年間所得1,000万円以下
	扶 養 控 除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	38万円	33万円	—
	特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	63万円	45万円	—
	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	38万円	—
	(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—

配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止（15年度改正）



- ※ 給与収入約1,231万円（所得金額1,000万円）を超えると配偶者特別控除は適用されない。
- ※ 平成16年分以後の所得税について適用

基礎控除・配偶者(特別)控除の仕組み(イメージ)

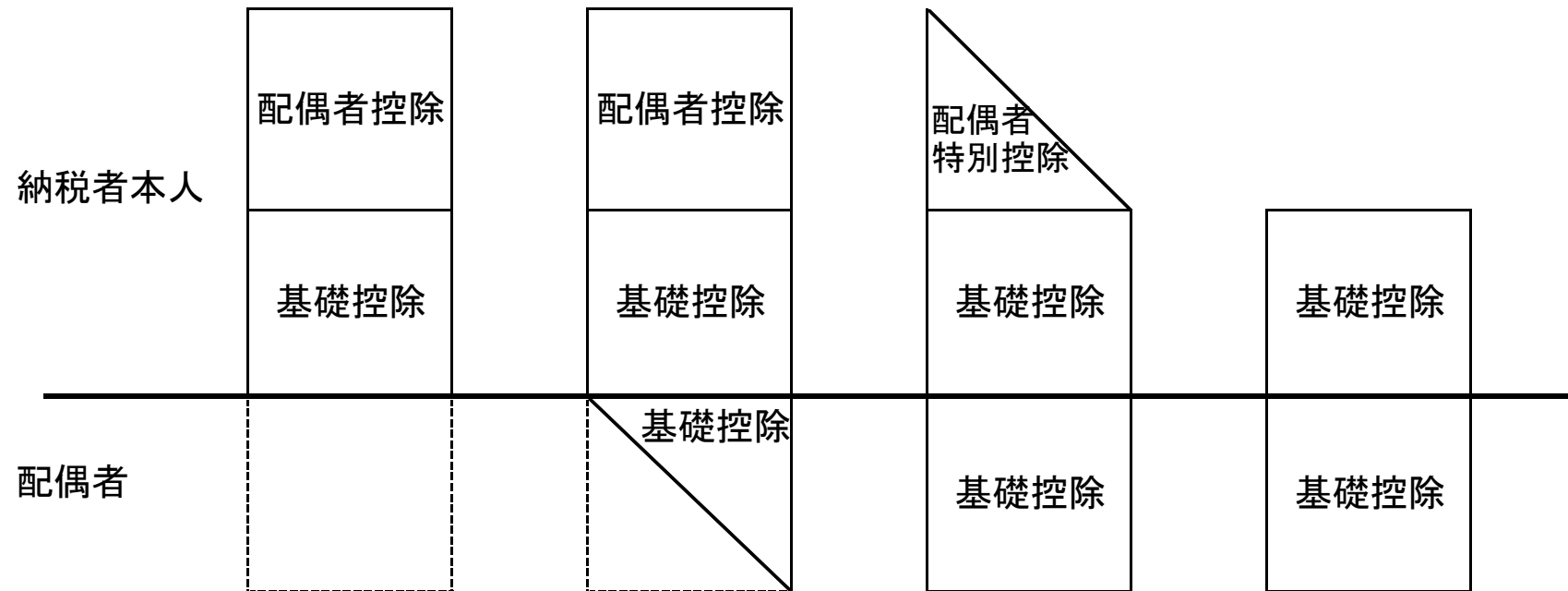
配偶者の収入

0～65万円

65～103万円

103～141万円

141万円～



(注) 配偶者は給与所得者であると仮定。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成 19 年 11 月
政府税制調査会

第 2 各論

1. 個人所得課税

(4) 世帯構成と税負担のあり方

個人所得課税においては、個人単位課税を基本としつつ、人的控除という仕組みにより家族の個別の事情に配慮することが適当であるが、個々の人的控除制度については、以下のような議論があった。

① 配偶者との関係

配偶者控除等（配偶者控除・配偶者特別控除）については、以下のような観点から見直しを図るべきとする意見が多く見られた。

イ 男女共同参画が進んでおり、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値等がある

ロ 現行制度は配偶者の就労の中立性を阻害している

ハ 納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する場合がある

ニ 配偶者控除等を見直し、その財源を子育て支援に充ててはどうか

他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見もあった。

配偶者控除等のあり方については、上記のような様々な意見を踏まえて見直しを図ることも考えられる。その際、配偶者控除等の見直しにより税負担が急激に増えることは避けるべきであり、他の控除の見直し等も踏まえる必要がある。

社会保障・税一体改革大綱（抄）

（平成24年2月17日
閣議決定）

第2部 税制抜本改革

第3章 各分野の基本的な方向性

2. 個人所得課税

（4）諸控除

今後の扶養控除のあり方については、真に担税力の減殺に配慮が必要な方が対象となっているかとの観点や、課税ベースの拡大等の観点を踏まえるほか、今後さらに具体化される社会保障改革の内容や、給付付き税額控除の導入を巡る議論も踏まえた上で、検討する。

いわゆる成年扶養控除については、「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）の考え方や、関連する社会保障制度の内容も踏まえながら、改めて検討する。

配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、引き続き検討する。

給与所得控除については、平成24年度税制改正において、控除額に上限を設定することとしている。給与所得者の必要経費に比して過大となっていないか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、さらにそのあり方について検討する。